

定例監査の結果

1 監査の期間

平成29年 2月 2日から平成29年 2月 21日まで

2 監査の対象

(1) 対象部課

危機管理局危機管理課

(2) 対象期間

平成28年 4月 1日から平成28年12月31日

3 監査の方法

予算及び事務の執行が関係法令等に準拠して適正かつ効率的に行われているかを主眼に、事前に監査資料の提出を受け説明を求めるとともに、書類審査及び担当職員への質問による審査を実施した。

4 監査の結果

監査の結果は、概ね適正に処理されていると認められた。

しかし、以下に掲げるとおり、改善、是正を要する事項が見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意し、その措置を講じられたい。

危機管理課

ア 契約事務において、下記のとおり不備が見受けられた。事務の執行にあたっては、基本的な事務の取扱いについて十分確認し、法令等を遵守した事務を遂行されたい。

(ア) 価格の総額が50万円を超えると見込まれる単価契約において、予定価格が定められていないものがあつた。

(イ) 自主防災会連絡協議会防災訓練事業委託契約において、収支清算書の支出の内訳としてすべての領収書が添付されていないものがあつた。

(ウ) 契約締結伺いに1者と随意契約を締結する理由及び根拠条文の記載のないものが散見された。

(エ) 契約締結伺いに契約保証金に関する事項の記載のないものがあつた。

(オ) 契約書に「別添西尾市物品等供給契約約款により契約を締結し」となっているが、約款が添付されていないものがあつた。

イ 補助金交付事務において、下記のとおり不備が見受けられた。事務の執行にあたっては、基本的な事務の取扱いについて十分確認し、法令等を遵守した事務を遂行されたい。

(ア) 自主防災会の運営費について、防災訓練事業で支出した支出先の他、支出明細がなく算定金額が不明確なものがあつた。

- (イ) 西尾市自主防災市民消火隊運営費補助金について、交付対象は「市民消火隊の運営又は活動等を実施するための事業」となっており対象経費を特定していないため、交付対象か否か確認できなかつたものがあつた。また、領収書で使途が確認できないものがあつた。
- ウ 補助金の交付申請等に係る文書処理事務について、決裁区分を誤っているものがあつた。西尾市決裁規程に則つた事務処理をされたい。
- エ 職員の時間外勤務手当の支給事務において、時間外勤務時間の1時間未満の端数が生じた場合の時間数について、30分以上を切り捨てていたため、本来支給すべき時間外勤務手当より少なく支給されているものがあつた。支給事務のチェック体制を確立し、適切な事務処理をされたい。